横手市　特定不妊治療費補助金のごあんない

横手市では、妊娠および出産のための特定不妊治療にかかる費用の一部を助成します。これは、秋田県で行っている「秋田県特定不妊治療費助成事業」の限度額を超えた自己負担額について助成するものです。

対 象 者　下記の（1）～（3）**全てに**該当する方が対象となります。

（1） 秋田県特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けている方

（2） 夫婦の一方または双方が申請日の１年以上前から横手市内に住所を有している方

（3） 夫婦が市税を滞納していない方

※事実上婚姻関係同様の事情にあり、住民票上「夫（未届）または妻（未届）」の記載がある場合も補助の対象者となります。

助成内容　一組の夫婦に対し、１回 30 万円を限度として「秋田県特定不妊治療費助成事業」の回数に準じて助成します。
また、交通費として対象者の住民登録地の最寄り駅又は最寄りバス停から最も近い不妊治療実施施設(生殖補助医療管理料又は精巣内精子採取術の届出医療機関)までの最短経路に基づき助成します。(８割助成)
※年度内補助上限回数：生殖補助医療１０回、男性不妊治療５回

申請期限　秋田県の承認決定日の属する年度の末日（３月３１日）まで【期限厳守】
※秋田県の承認決定通知書が交付されてから申請してください。
※３月３１日までに申請が間に合わない場合は、必ず健康推進課までご連絡ください。

申請書類



- □ 横手市特定不妊治療費補助金申請書兼実績報告書
- □ 秋田県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し
- □ 秋田県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し
- □ 医療機関の発行した領収書の写し
- □ 院外処方薬に係る薬局の領収書および、おくすり手帳（診療明細書でも可）の写し
- □ 申請者の住民票（当該年度初回の申請時のみ提出。概ね３か月以内のもの。コピー不可。）
 ※申請者が１年以上横手市に住民登録していない場合で、配偶者は１年以上横手市に住民登録している場合は配偶者の住民票(コピー不可)
- □ 限度額適用認定証の写し（マイナ保険証を利用の方は不要）
- □ 高額療養費や付加（附加）給付金の決定額が確認できる書類（支給決定通知書等）の写し
- □ 横手市特定不妊治療費補助金請求書

注意事項　・請求書の書類の修正時は、修正部分に二本線を引き、訂正印を押してください。シャチハタは不可です。その際は請求者の氏名にも押印してください。修正がないときは押印不要です。

・担当者が書類を審査し、不備等がある場合はご連絡いたします。

申請・問い合わせ先

横手市健康推進課　〒013-0044　横手市横山町 1-1
TEL0182-33-9600

よくあるご質問

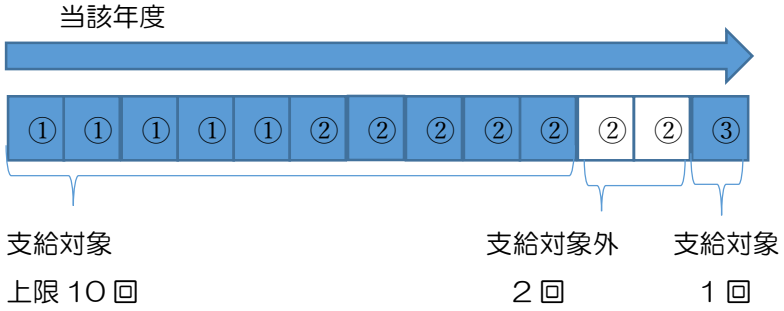
Q1 住民登録地から遠い不妊治療実施施設(生殖補助医療管理料又は精巣内精子採取術の届出医療機関)に受診した場合でも、交通費は支給されますか。

A1 支給されます。ただし、対象者の住民登録地と最も近い不妊治療実施施設との間の最短経路で算出した額となります。

Q2 申請毎に生殖補助医療は 10 回、男性不妊治療は 5 回、助成を受けられるのでしょうか。

A2 申請毎ではなく、当該年度の合計となります。

例：①生殖補助医療通院 5 回(1 回目申請)
②生殖補助医療通院 7 回(2 回目申請)
③男性不妊治療通院 1 回(3 回目申請)



Q3 最短経路の交通費助成額はどのように決まりますか。

A3 対象者の住民登録地の最寄り駅又は最寄りバス停から、対象者の住民登録地と最も近い不妊治療実施施設までの最短経路に基づき、横手市の一般職の職員の旅費支給基準に準じ算出した額(往復)へ 0.8 を乗じます。

例：横手市横山町（横手保健センター）近くにお住まいの場合　3,008 円/回
増田町土肥館（増田庁舎）近くにお住まいの場合　3,456 円/回
雄物川町今宿（雄物川庁舎）近くにお住まいの場合　3,952 円/回

例

